

平成20年11月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 錄

平成20年11月19日 開会
平成20年11月19日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目次

○会議録〔11月19日（水）〕

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 議長の選挙	3
日程第3 会議録署名議員の指名	5
日程第4 会期の決定	5
日程第5 議案第13号から議案第16号まで一括議題 (平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について他3件)	5
日程第6 一般質問	10
追加日程第1 議案第17号（滋賀県後期高齢者医療広域連合監査 委員の選任につき議会の同意を求めることについて）	20
閉会	22

平成20年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年11月19日

開会 午後 2時30分

閉会 午後 3時35分

平成20年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成20年11月19日（水曜日）

招集 場所 広域連合議会議場（滋賀県厚生会館4階）

会議に出席した議員（25名）

1番 佐藤 賢	2番 松田 一義
3番 川島 信也	4番 富士谷 英正
5番 橋川 渉	6番 山田 亘宏
7番 國松 正一	8番 中嶋 武嗣
9番 山仲 善彰	10番 谷畑 英吾
11番 海東 英和	12番 中村 功一
13番 平尾 道雄	14番 津村 孝司
15番 藤澤 政男	16番 竹山 秀雄
17番 宇野 一雄	18番 伊藤 定勉
19番 山崎 義勝	21番 山内 健次
22番 南部 厚志	23番 田中 久二
24番 岩根 博之	25番 二矢 秀雄
26番 熊谷 定義	

会議に欠席した議員（1名）

20番 久保 久良

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	目片 信	副広域連合長	北村 又郎
副広域連合長	井上 正	代表監査委員	内堀 喜代治
事務局長	辻 義昭	事務局次長	若山 和雄
業務課長	堀部 真一	総務企画課 課長補佐主	福井 久
業務課長補佐主	望月 英司	総務企画課幹	古川 智一
業務課長補佐主	伊藤 光洋		

職務のため出席した者の職氏名

書記	荒川 貴之	主事	茂森 貴洋
----	-------	----	-------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案第 13 号から議案第 16 号
(平成 19 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について他 3 件)
- 第 6 一般質問

追加日程

- 第 1 議案第 17 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同
意を求めることについて)

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案第 13 号から議案第 16 号
(平成 19 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について他 3 件)
- 日程第 6 一般質問

- 追加日程第 1 議案第 17 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同
意を求めることについて)

開議 午後 2 時 30 分

議事の経過

(開会)

○副議長（津村孝司君）（午後 2 時 30 分）ただいまから、平成 20 年 11 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 25 名、欠席議員は 1 名。欠席議員は、久保久良君であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付しております文書のとおりですので、ご了承願います。

なお、山崎議長が 10 月 30 日をもって広域連合議会議員としての任期が満了したことから、現在議長が不在となっておりますので、ご報告いたします。

(日程第 1)

○副議長（津村孝司君）日程第 1 、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、指定いたします。

中嶋武嗣議員は 8 番に指定いたします。

山仲善彰議員は 9 番に指定いたします。

谷畑英吾議員は 10 番に指定いたします。

(日程第 2)

○副議長（津村孝司君）日程第 2 、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（津村孝司君）ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（津村孝司君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に、中嶋武嗣君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、中嶋武嗣君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（津村孝司君） ご異議なしと認めます。よって、中嶋武嗣君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

中嶋武嗣君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました第8番、中嶋武嗣君より就任のご挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

○議長（中嶋武嗣君） 甲賀市の中嶋でございます。ただいまは、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議長にご選任をいただきましたので、就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本年度から本格的な制度運営がスタートし、保険料徴収もはじまりました長寿医療制度で、厚労省をはじめまだまだ議論の途上ではありますが、これから加速的に進む高齢化社会におきまして、被保険者に良いなあと思っていただけるような安定的な運営に向かっていかなければならぬ重要な時期に議長という重責をお預かりし、責任の重さを痛感いたしております。

このうえは、議員各位のご理解とご協力をもちまして、当広域連合議会を円滑に進めてまいる所存でございますので、制度が目指す目的達成のために前向きな議論を展開していく様にお願いを申し上げ議長就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（津村孝司君） ありがとうございました。

議長が決定いたしましたので、これをもちまして議長席を交代いたします。ご協力大変

ありがとうございました。

中嶋武嗣議長、議長席にお着き願います。

それでは、暫時休憩いたします。

(議長交代)

(午後 2 時 35 分 休憩)

(午後 2 時 35 分 再開)

(日程第 3)

○議長（中嶋武嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第 3 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 97 条の規定により、7 番、國松正一君、11 番、海東英和君を指名いたします。

(日程第 4)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第 4 、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中嶋武嗣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第 5)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第 5 、議案第 13 号から議案第 16 号までを一括議題といたします。

書記をして議件を朗読いたさせます。

○書記（荒川貴之君） 朗読いたします。議案第 13 号 平成 19 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 14 号平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）、議案第 15 号平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 16 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。以上です。

○議長（中嶋武嗣君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（目片 信君） 本日、議員の皆様方のご参考をいただき、平成20年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出しました諸案件の審議を願うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、8月議会臨時会以降の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

去る10月23日、国の社会保障国民会議の分科会から、高齢化がピークを迎える2025年これは、平成37年でございますが、の医療・介護費用について、現在の41兆円から大幅に増加し、90兆円台になるとの試算が公表されたところでございます。

少子高齢化の進展による医療費の増大が避けられない中、将来にわたり国民皆保険を堅持するためには、社会全体で支え合う仕組みとして創設された長寿医療制度の安定運営は、必要不可欠なものと認識をいたしております。

しかしながら、長寿医療制度は国民の理解が十分に得られていない中での制度の施行となり、スタート直後から改正が行われるなど、目まぐるしい状況での運営を余儀なくされたところですが、本県においては、広域連合と市町とが緊密な連携・協力を図りながら、制度の安定運営に努力を積み重ねてきたところでございます。

このような中、10月15日には、これまで被用者保険の被扶養者であった約2万4,000人の方々について、初めて年金から保険料を納めていただきました。

当広域連合では、事前に市町との連携により、すべての対象者へのお知らせ文書の送付をはじめ病院等へのポスターの配布など、広報周知活動に万全を期してきたところであります。市町への問い合わせは多数寄せられたものの、大きな混乱もなくスタートさせていただきました。

また、8月の臨時会で議決をいただきました保険料の軽減措置を実施いたしました結果、本県の1人当たりの保険料の平均額は、6万3,833円から5万5,186円となり、8,647円の引き下げとなったところであります。

さて、9月20日の舛添厚生労働大臣の発言に端を発した国の動きについてであります。この発言は、現行の長寿医療制度を抜本的に見直し、新しい制度の創設を検討するとの趣旨であり、陣頭指揮を執っておられた大臣がこのような発言をされたことについては、これまで制度の定着と安定運営に懸命に努力を重ねてきた広域連合と市町にとっては、今後の運営に大きな支障が生じ、容認できるものではないことから、当広域連合としては、さっそく、大臣あてに、発言に対する明確な説明を求める申し入れを行ったところであります。その後、麻生内閣の誕生にあわせて、与党内で「高齢者の心情に配慮してより良い

制度に改善する」との政権合意がなされ、9月25日には、有識者からなる「高齢者医療制度に関する検討会」の初会合が開催され、今後1年程度をかけて検討することとされたところであります。

当広域連合といたしましては、検討会における議論を注視しつつ、市長会や町村会とも連携を図りながら、適時に意見を申し述べて参りたいと考えております。

なお、先日、来年度予算における広域連合に対する財政的・人的支援や、積極的な関与等について、滋賀県知事に対して要望を行ったところであります。

最後になりましたが、草津市にお住まいの被保険者に係る高額療養費の過払いと、7月診療分の高額療養費の支払いを延期させていただいたことについてであります、事務処理の不手際からこうした事態になり、大変ご迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

現在、過払い分については、草津市、国保連合会、広域連合の3者で協議を行い、返還に向けて、鋭意、取り組んでいるところであります。

なお、支払いを延期させていただいた被保険者の皆様には、今月末には支払うことができるよう作業を進めているところであります。

当広域連合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、今後とも、市町との連携をより一層強化し、事務手続きの徹底やチェック体制の強化などに努めて参りたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明をいたします。

まず、議案第13号は、平成19年度の一般会計の決算について、監査委員の審査を経て、本年10月22日に意見書が提出されたところであり、この認定を求めようとするものでございます。

平成19年度の歳入額が8億3,375万8,090円に対して、歳出額が7億9,268万5,541円であり、差引額が4,107万2,549円となり、執行率は95.1%でございます。

歳入の主な内容は、市町分賦金2億8,840万円、被用者保険の被扶養者の保険料凍結措置に係る国の臨時特例交付金5億434万円であり、歳出の主な内容は、広域連合職員の人事費1億5,448万円、本年4月からの制度施行に向けた広域連合電算システムの構築経費9,318万円、広報活動事業費770万円、臨時特例基金への積立金として臨時特例交付金と同額の5億434万円を支出したものであります。

また、不用額の主な内容は、当初は一般財源で措置していた電算システムの構築経費の一部について、国庫補助の対象となったことによるものや、事務事業の見直しによる経費の節減であります。

次に、議案第14号及び議案第15号は、一般会計並びに後期高齢者医療特別会計の補正予算であり、さきほどご説明いたしました平成19年度の一般会計の決算に基づき、その剩余金を受け入れるとともに、必要な予算措置を講じようとするものであります。

一般会計では3,851万9,000円を増額するものであり、昨年度の剩余金を繰入金として受け入れ、特別対策の執行に伴う人件費の増加分並びに特別会計への繰出金などに充てる経費を計上するものであります。

また、特別会計では4,734万8,000円を増額するものであり、一般会計からの繰入金並びに特別対策に係る国庫支出金を受け入れ、一般会計と同様に特別対策の執行に伴う人件費の増加分に充当するとともに、特別対策に伴い市町が実施した広報経費分並びに健康診査に係る経費の追加分を計上するものであります。

最後に、議案第16号は、地方自治法の一部が改正され、議員の報酬に関する規定が行政委員会の委員等の規定から分離されるとともに、その名称が議員報酬とされたことに伴い、関係の条例について所要の改正を行うものであります。

以上、4件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中嶋武嗣君）　ただいま提案理由についての説明が終わりました。

まず、議案第13号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第13号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号「平成19年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君）　ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第13号は

原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第14号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第14号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」

は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中嶋武嗣君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第15号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第15号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中嶋武嗣君） ご着席下さい。起立全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第16号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第16号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中嶋武嗣君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。

その順位は、一般質問通告の一覧のとおりであります。

質問にあっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは通告第1号、21番、山内健次君。

○21番（山内健次君） それでは、議長の許可を得ましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

虎姫町におきましては、制度開始以前より県の後期高齢者医療広域連合との指導なり連携を密にするなか、制度説明等いわゆるPRに取り組んできたおかげかと思っております。テレビ新聞等で報道されるようなところもなく、事務対応の流れもしっかりとできていると、このように承知をしているところであります。

こうした中ではありますが、平成18年に安心・信頼の医療の確保と予防重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢化社会を展望した新たな高齢者医療制度等の創設などを柱とする医療制度改革が行われ、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を被保険者とする後期高齢者医療制度が創設されたところであります。このことはすでにご承知のとおりでありますが、しかしながら、保険料が個人単位の負担に変更されたことや、運営主体を都道府県単位で設置する広域連合となったことにより、それまでの負担に比べて増減が生じたこと、また、いま少し周知が不十分なまま保険料の年金天引きが行われたことが大きく報道され、医療費抑制のための高齢者の切り捨て制度ではないかとまでの批判がありました。

そこで、それらの状況を踏まえ、次の3点についての質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目、国における最近の動向についてであります。

9月に、舛添厚生労働大臣から制度の見直しに関する発言がなされ、厚生労働省においては、有識者からなる「高齢者医療制度に関する検討会」が設けられ、今後1年程度をかけて更なる検討を加えるとしております。まだまだ先行き不透明な感じがぬぐえないところでもございます。

しかし、今後の少子高齢化の進展による医療費の増大が避けられない中、将来にわたつて国民皆保険を堅持し、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができる体制を維持するには、長寿医療制度の定着と安定が必要不可欠と考えております。

そこで、広域連合長として、今後の長寿医療制度についてどのようにお考えか、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。このことは、この議会冒頭のご挨拶の中で連合長が一定触れておられるところではございますが、改めてお聞かせをいただけたら幸いかと思います。

次に、第2点目。制度改正、いわゆる特別対策にかかる取り組み状況についてであります。

本年6月に政府・与党で決定さました特別対策についてでございますが、滋賀県においては、今年度の保険料について、均等割額の7割軽減対象世帯に対して一律8.5割の軽減拡大、また賦課の基準となる所得金額が58万円以下の方に対しては所得割額の5割軽減の新設、また保険料の納付方法についても、原則年金天引きとしながらも、一定の条件を満たせば口座振替での保険料納付も認めるという税制改正がなされたところでございます。

そこで、この特別対策における軽減措置や年金天引きから口座振替への納付方法の変更についての申請状況、また、これら特別対策に関する広報・相談の取り組み等の状況について、さらに、今後の特別対策に対する対応についてもお伺いをいたします。

最後に3点目といたしまして、医療費の動向と高齢者の健康増進・元気づくりへの取り組みについてであります。

現在、本県の75歳以上の高齢者人口は13万1,000人余りですが、平成27年には15万9,000人、平成32年には18万4,000人、平成37年には22万人に達するとの予測がされております。

こういった状況を鑑みますと、今後も高齢者の医療費の增高は避けられないところであり、常に医療費の動向には注視する必要があるとともに、長寿医療制度の安定した維持・

運営には、高齢者にかかる医療費の適正化を図ることが必須であると考えられます。

そこで、長寿医療制度施行後の医療費の現状についてお伺いをいたしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。以上です。

○議長（中嶋武嗣君） 当局の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長（目片 信君） それでは山内議員の質問に対して、ご答弁を申し上げます。

3点ご質問をいただいたと、このように認識しておりますが、まず、1点目の今後の長寿医療制度についての所見でございますが、我が国では、世界に例を見ないスピードで高齢化が進む中、増大する医療費を世代間でどのように負担すべきか、長年にわたって議論された結果、長寿医療制度が創設され、本年4月からスタートしたものであります。

当広域連合としても、この制度は、現役世代と高齢者世代の負担や公費負担が明確化され、社会全体でしっかりと支え合う仕組みであり、将来にわたって国民皆保険を堅持するためにも、制度の定着と安定運営が非常に大事なものと認識をいたしております。

国においては本年9月に「高齢者医療制度に関する検討会」が設置され、議論が始まっています、委員からは様々な意見が出されているところであります。

見直しに当たっては、今後、都道府県、市町村や広域連合などの意見を聴取することとされており、私といたしましては、検討状況を注視するとともに、市長会や町村会とも連携しながら、これまで社会に貢献してきた高齢者の方々の心情に配慮しつつ、より良い制度へ改善していただくためには、長寿医療制度の根幹を維持したうえで、見直すべき課題は見直すべきと考えているところであり、必要に応じて、積極的に意見を申し述べて参りたいと考えております。

次に、2点目の特別対策にかかる取り組みについてでございます。

まず、保険料の軽減措置の状況についてであります、均等割額が7割軽減から8.5割軽減になった方が約3万5,000人、所得割額が5割軽減された方は約1万1,000人で、合計で約4万6,000人が軽減措置を受けられ、軽減額は3億1,800万円ありました。

この結果、本県の1人当たりの保険料の平均額は、6万3,833円から5万5,186円となり、8,647円の引き下げとなったところであります。

年金徴収から口座振替への切り替えの状況ですが、各市町できめ細やかな広報や相談をいただいており、約2,200の方が10月徴収分から切り替わっております。

また、10月15日には、半年間、保険料が免除されていました、約2万4,000人

の被用者保険の被扶養者の方々について、年金からの特別徴収が始まりました。

このため、当広域連合といたしましては、被保険者の方々に十分にご理解をいただくため、市町と連携しながら全被扶養者へのお知らせ文書の配付をはじめ病院等へのポスターの配布、路線バスの中吊り広告、びわこ放送でのスポット放映、パンフレットの作成などにより周知に努めるとともに、さらには、相談に迅速に対応するため電話回線を増設するなど、広報周知活動や相談対応に万全を期してきたところであり、その結果、大きな混乱は無かったものと理解しているところであります。

次に、今後の特別対策への対応でありますと、国では、来年1月から「75歳到達月における高額療養費の自己負担限度額の見直し」と「医療機関にかかった場合の一部負担金の見直し」を予定しており、現在、政省令の改正手続きが進められているところであります。

また、平成21年度からは、被用者保険の被扶養者の方の保険料について9割軽減を延長するとともに、所得の低い方については現行の8.5割軽減を9割軽減にすることや所得割の軽減措置についても検討されているところであります。

こうした制度改正につきましては、国における情報を迅速に収集し、対象となる方について、これまでと同様にきめ細やかな周知を図るなど、各市町と連携を深め、適切・的確な対応に努めて参りたいと考えております。

次に、3点目の医療費の現状についてでございますが、長寿医療制度の安定運営の責任を担う広域連合としては、適正な財政運営の面から、医療費の動向は大変重要であると考えております。

このため、平成20年度の保険料の決定に際し、その医療費の見込みについては、幹事会等の場で議論や検討を重ねたうえ、本県の平成18年度の老人医療費に対して、全国の老人医療費の平均伸び率である4.8%の増加を見込み、予算編成を行ったところであります。

そこで、制度開始後の本県の高齢者医療費の状況でありますが、本年4月診療分から9月診療分までの上半期の給付額の総額は約492億円で、当初予算に比べますと、5.4%減少しております、今までのところ、予算の範囲内にとどまっております。

また、単純には比較することはできませんが、平成19年度の老人医療費に比べても低く推移しているところであります。

しかしながら、本県の平成18年度の1人当たり老人医療費は、全国平均に比べて低い

水準ではありますものの、その伸び率は、前年度に比べると 1.9 %の伸びを示しており、全国の平均伸び率に比べて高い伸びを示しているところでもあります。

医療費の動向については、今後とも、分析を行っていくとともに、その推移を注視してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） 21番山内健次君。

○21番（山内健次君） ただいま連合長からの所見等々をお伺いしたところでございますが、1点目の質問におきまして、根幹を維持するということで強く述べていただいたところであります。私もまだ若いつもりでおりますが、もうすぐそういうわゆるご案内が来るわけでございます。いつもその辺のことをよろしくお願いをいたしたいと思います。

2点目、色々な制度改革の中で混乱がないという発言をいただいて、安心をするところでございますが、まだまだ制度改革が進む中で、十分その辺のところの広報を周知していただきたいとこのように要望をいたします。

3番目も予算の範囲内ということで当初の出発では合格点といったふうに感じたところでございますが、要は高齢者が増加していく中でやはり大切なことは、高齢者の皆様が元気で長生きをしていただくことであり、ひいては医療費の抑制が極めて重要な課題であると受け止めております。

また、虎姫町におきましても、高齢者の居場所作り元気作りを積極的に推進するため広域連合をはじめ近隣市町からのご助言等をいただく中で、今年度において国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を採択いただきましたので、現在設備施設整備を進めているところであります。

こうした高齢者健康づくり事業の一環としまして、広域連合では本年9月から健康長寿検診を通して医療費の適正化を目指すことを目的に、高齢者健康づくり基礎基盤整備モデル推進事業を実施されておられます。

この事業は、広域連合の取り組みとしては全国に先駆けての実施と聞いており、おおいに成果を期待しておりますので、積極的に事業を推進していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中嶋武嗣君） 21番山内健次君の質問が終わりました。次に、11番、海東英和君の発言を許します。11番、海東英和君。

○11番（海東英和君） 11番、海東であります。長寿医療制度保険証のことについて、通告に従って質問を申し上げます。

制度の発足のときにこの制度に対する色々な批判や意見が寄せられたことは記憶に新しいことでございますが、保険証におきましても、大変小さく作られ、見にくいというような苦情が多く寄せられたことは、周知のことであります。

私も、そこまで気が回らなかつたことを大変残念に思っておりますが、東京都がお年寄りに長年親しまれた保険証のサイズを維持したということについて、ある意味では驚きとともに、まいったなあと思ったところです。改めてその時に、今度の見直しの時はきっといい物にするようにみんなで努力するのでということを、多くのお年寄りとお約束をいたしました。

来年の7月に保険証の更新が訪れると聞いておりますし、それについては、より分かりやすく、やさしく見やすい字などに心掛けるように既に厚生労働省からの通知もあるよう聞いておりますけれど、やっぱり我々の裁量によって本当にこの滋賀県のお年寄りが、「ありがとう、よくなつたよ」と言ってもらえるような改善にしていただきたいと思っております。

高島市も高齢化率が26%を超えて、やはり高齢者の身になって今回の改善改正によって、やっぱり私たちのことを思いやってくれているんだなという、そういう思いやりのメッセージが伝わるようなものにしていただきたいと思いますので、今作られている内容がありましたらお教えいただきたいと思いますし、さらにまた、このことに加えまして、是非こういうタイミングでユニバーサルデザインでありますとか、色々なものを積み重ねることで、より高齢者にとっても住みやすい納得のいく滋賀県というものを作っていただくようにお願いしたいと思うのですが、それらの状況についてはどのように進められているのでしょうか、そのことについてご説明願います。

○議長（中嶋武嗣君） 当局の答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（辻 義昭君） 海東議員の長寿医療制度保険証の見直しについての質問にお答えします。

長寿医療制度の保険証につきましては、昨年度から各市町の皆さんと検討を重ね、レイアウトの工夫や、見やすい文字にするなど精一杯取り組んできたところでございますが、文字が小さく読みづらい、カードが小さいなどの意見をいただいたところでもあります。

その後、国からも保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮するよう求められるとともに、8月の臨時会におきましては、海東議員からもご質問をいただいたところであります。

今回、被保険者の方々や老人クラブの会員の方々など、広く意見をいただくため、保険証についてのアンケートを実施しているところであり、このアンケートでは、保険証のサイズや、厚さ、色、カバーなどについてお伺いするもので、各市町の窓口や老人クラブのご協力を得まして、主として被保険者の方々を対象に実施しているものでございます。

また、今後は医療機関の協力も得まして、ご意見をいただくべく、現在調整しているところでもございます。

これらアンケートの結果を取りまとめ、来年度の保険証の切り替えに間に合うよう、長寿医療運営懇話会の委員の皆様方にご意見をお聞きし、幹事会、課長会議で議論をいただきながら、広域連合としての方向性を出していきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） 11番、海東英和君。

○11番（海東英和君） 十分にご配慮いただいていると思いますが、要望させていただいて終わりたいと思います。どういうものがいいかとか、どういうとこがあかなかつたのかということをアンケートですると声は出てくるのですけど、最後は実物がどういうものであるかということあります。ですので、やっぱり実物をたとえば10パターンとか作って当事者の皆さんに絞っていっていただくとか、その明らかにユニバーサルデザインという分野のデザインがあるわけですから、そういうことにあまり関わったことのない人ばかりで検討しても、実はどこかの真似ばかりだと思います。

是非この滋賀県の、われわれのところから良いものを作り出すということにお願いをしたいと思うし、やっぱり、目の見えない方についても、点字や角を削るとか色々な方法がそういう世界では既にカードなどでもありますので、是非実物で皆さんに選んでいただくような方法を加えて、ご検討いただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋武嗣君） 11番、海東英和君の質問を終了いたします。続きまして、15番、藤澤政男君の発言を許可いたします。15番、藤澤政男君。

○15番（藤澤政男君） それでは、通告に基づきまして3点について、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目、医療費の状況等についてということでお伺いしたかったのですが、今、山内議員さんの方から3点目ということで医療費の動向ということで、ご質問されまして、

ほとんど私のお聞きしたい点、特に当初予算で想定されていた医療費と現状どうなっているかということをお聞きしたかったのですが、これについては、先ほど連合長さんのはうから上半期9月までで、5.4%減少だということで安心させていただきました。ということで、1点目はこういうことで終わりにしたいと思います。

2点目の、保険料の低所得者への配慮についてということでお尋ねします。高齢者の方の収入の中心は、年金となっているのが現状だと思います。大変だと思います。特に、基礎年金だけで生活されている方については、大変厳しい状況にあるのかなと、実は、私たちの役場の窓口に訪れる方の中での話なのですが、夫婦2人のときは何とか生活ができたけれど、単身となっても同じように生活に必要な光熱水費等の基本料金というのは、かかるてくるということで、大変苦しいとこういうようなことを、窓口担当の方にも話されているということをよく職員にも聞きます。

そうしたことから、高齢者の方を現役世代の国保と同じように、所得割や均等割といった考え方で一律に保険料を決定することには基本的に何か無理があるのではないかなどこんな思いをするわけでございます。保険料の軽減制度があり、現在国の方でも特別対策ということで軽減措置が拡大され、低所得世帯の方にはさらに配慮がなされていますが、この特別対策であります、一時的な対応とならないように、引き続き国が責任をもって財源を日々保障した上で、制度としてしっかりと定着するよう強く国に働きかけていく必要があると思います。

この点について、広域連合としてどのようなお考えをお持ちかということを、2点目にお尋ねしたいと思います。

次に、3点目ということで、制度の見直し等についてお尋ねをいたします。本年4月から施行されました後期高齢者医療制度ということで、先ほど来、連合長さんの方から大変いろいろな経過状況の報告がありました、その通りでございまして、制度の趣旨や仕組み等が高齢者をはじめ多くの方々に十分理解が得られずにスタートした、こうしたこと、また国においては政省令の遅れや、制度実施の直前、さらには直後の制度変更が行われるなど、我々末端の現場でも大変厳しい対応を迫られたという経緯がございます。

こうした中、今、国においては制度そのものに対する抜本的な見直しや廃止などさまざまな議論が行われているところであります。超高齢化社会という国家的課題に直面しつつも、国民皆保険制度を将来にわたって維持し、さらに社会保障制度を充実させていくことが重要であると考えますことから、こうした議論に対して、国民の声はもとより、現に窓

口等で対応にあたり、多くの意見を伺っている広域連合や市町村からの意見が十分に反映できるよう、また、制度変更等される場合には十分な周知期間を設け、国が責任をもって国民へ周知を図るよう、引き続き働きかけていく必要があるのではないかとこのように思いますが、広域連合としてのお考えをお伺いしたいとこのように思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋武嗣君） 当局の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長（目片 信君） ご質問にお答えをいたします。本来3点の質問がございましたけれども、先ほど山内議員と重複するということでございますので、その分は省略をさせていただくと、このように思います。

まず、1点目でございますが、保険料の低所得者への配慮についてのご質問にお答えをいたします。

長寿医療制度は、少子高齢化の進展に伴い医療費の増大が避けられない中、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、高齢者の方にも一定のご負担をいただきながら、国民みんなで支えあう制度として構築されたものでございます。

制度上、所得の低い方については一定の軽減措置が講じられているところですが、長寿医療制度の円滑な実施を図るために、国において新たな軽減対策が決定され、8月の広域連合臨時会において、均等割額の7割軽減を8.5割軽減に変更することや、211万円以下の所得の低い方の所得割額を50%軽減するための条例の一部改正の議決をいただき、現在その軽減策を実施しているところでございます。

また、平成21年度以降の保険料の軽減対策については、均等割額の7割軽減者のうち、被保険者全員が基礎年金収入程度の年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減に変更するとともに、所得が210万円程度までの方について、所得割額を50%程度に軽減することについて、現在、政省令に規定する方向で調整されているとともに、来年度予算の中で、その財源の手当てが検討されているところであります。

当広域連合としては、すでに本年7月25日に国に対して、21年度から実施される保険料軽減策については、その必要な財源を国において全額措置することや、その実施に当たっては混乱を来たさないよう万全の措置を講じることについて要望したところであります。今後とも制度改革にむけた国の動向を見定めながら、適時、適切に要望してまいりたいと考えております。

2点目の制度の見直しについてでございます。長寿医療制度においては、国において様々

な議論がされておりますことから、現在、厚労省において有識者からなる「高齢者医療制度に関する検討会」が設置され、今日まで2回の検討会が開催され、制度の根幹にかかわる意見など各委員からは様々な意見が出されており、活発な議論がなされているところであります。

検討会においては、今後、都道府県、市町村や広域連合などの関係者からの意見を聴取し、1年かけて検討をすることとされており、当広域連合としては、長寿医療制度の根幹を維持した上で見直すべき課題は見直すべきであると考えており、今後、市長会や町村会とも連携しながら、より良い制度へ改善していくために、積極的に意見を申し述べて参りたいと考えております。

また、周知については、都道府県、市町村、広域連合がそれぞれの立場で役割を担いながら、広報周知に努めていくことも重要であると考えておりますが、まずは制度を設計された国において国民に対する十分な説明責任を果たしていかなければならぬと考えており、これまで國に対して要望をしてきたところであります。

今後、制度改正を行なう場合にあっては、國が責任をもって国民に周知を行なうことや、十分な周知期間を設けることは重要なことであると考えており、引き続き、適時、働きかけてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） 15番、藤澤政男君。

○15番（藤澤政男君） ありがとうございました。まず、2点目の低所得者への配慮ということでございますが、努力していこうということで國もされていると、特別措置を新たに政省令に載せていくという方向でということもお聞きしました。一定、そういう方向でさらに國に対して強い働きをしていただきたいなど、このように思います。

1点、私、この説明をさせていただきましたのは、この制度そのものが保険料は2年ごとに見直すということになっております。ということで、その保険料見直しの際に保険料が確実に上がると、こういうことが予測されると。こういうような観点から、特に低所得者への配慮については引き続き強く関心をもって要望もしていきたいなど、こういう観点から質問をさせていただきました。この仕組みというのは、ご承知のとおり、医療費は上がっていくにしたがって、当然保険料に跳ね返ってくると。さらには75歳以上の人口が増えれば、当然保険料も上がっていくというようなことでございます。こうしたことから、特に低所得者の方にとって、将来に向けての一層の配慮が必要かなという点で、是非広域連合としても、この点に意を用いてほしいなと思います。

3点目の制度見直しについても、これも国、政府の方でも抜本見直しというところから、最近は、現時点では、よりよい制度に改善ということでトーンダウンをしている中で、その後、第2段ということで、舛添大臣の方から市町村の国民健康保険を都道府県単位に再編し、後期高齢者医療制度もそれと一体化して都道府県が運営したらどうかとこんな私案もされて、この内容について今後1年をかけていろいろと議論していく。ある方向を見ていくということですが、この課題というのは大変大きなものだと思います。

そういうことで、広域連合としても十分にここら辺りの国の動きの情報をしっかりとキャッチしていただきたい、私どもにも逐一そういう情報をお知らせいただきたいなど、そのように要望していきたいなと思います。そして、しっかりと国の動きを見据えて、私どもの意見、意向が国に反映されるように広域連合としても橋渡しということで取り組んでいただきたいと思いますので、以上、要望として私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中嶋武嗣君） 以上で、通告による発言は終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時30分 休憩）

（午後3時31分 再開）

○議長（中嶋武嗣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました議案第17号、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求ることについてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求ることについてを議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（中嶋武嗣君） 追加日程第1、議案第17号滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求ることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、第21番、山内健次君の退場を求めます。

(21番 山内健次君 退席)

○議長（中嶋武嗣君） 広域連合長の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（目片 信君） ただいま提出いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

議案第17号は、中嶋武嗣監査委員が10月30日をもって退任されましたので、その後任として議会の議員から選任する監査委員として、山内健次議員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（中嶋武嗣君） それでは、ただいま議題となっております議案第17号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） ご質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号に対する討論を行います。

議案第17号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて」は、原案のとおり同意することについて、賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり同意することに決しました。

第21番、山内健次君の入場を許可いたします。

(第21番、山内健次君 着席)

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。（午後3時35分　閉会）

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成20年11月19日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 中嶋武嗣

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長 津村孝司

署名議員 國松正一

署名議員 海東英和